

60 判事登用規則第九条に追加の儀上申

〔明治十八年十一月〕

(注記1)
職第一九七六号

(田中) (注記2)
㊦

判事登用規則追加之儀ニ付上申

(注記5)(注記4)(注記3)

判事登用規則第九条末項ニ法学士代言人及ヒ試験及第者ニシテ判事ノ職ヲ奉シ転官シ若クハ法学士ニシテ他ノ官庁ニ奉職ノ者トアル他ノ字ハ裁判所ヲ除ノ外総テノ官庁ヲ指示スル儀ナルカ如シ果シテ然ラハ今法学士ニシテ検事並ニ判事補若クハ検事補トナリ裁判所ニ奉仕シ現ニ執法官タリ檢察官タル者判事ニ登用セラル、ヲ得スシテ却テ其執法官檢察官タラサル者ニシテ裁判所外ノ官庁ニ奉職スル法学士ハ奏判ヲ別タス直チニ判事ノ本官ニ登用セラル、ヲ得ル筋ニ相該リ甚タ權衡当ヲ得ス其順序ヲ失フモノニ似タリ已ニ官庁ニ奉職スル法学士ハ執法官檢察官タラサルモ直チニ判事ニ登用セラル、ヲ得ヘキモノトスレハ況シテ其執法官檢察官タル検事并ニ判事補検事補ヲ奉スル法学士ハ無論判事ニ昇登シ得ラルヘキ筋ニ可有之仍テ該則第九条末項ニ左之通追加相成度追加案相添此段及上申候也

(注記6)

(注記7)

明治十八年十一月十三日 司法卿伯爵 山田顯義

太政大臣公爵 三條實美殿

判事登用規則第九条江追加案

明治十七年(抹消)(加筆)(股野)〔十月〕印第百貳号達判事登用規則第九條江左ノ一項ヲ追加ス

一 法学士ニシテ検事并ニ判事補検事補ノ職ヲ奉スル者右相達候事

明治十八年十一月 太政大臣

(朱書)
参照

判事登用規則十七年十二月廿六日
第百二号達

第九條 左ニ掲クル者ハ試験及ヒ御用掛ノ例ヲ用ヒス補缺ノ為メ直ニ判事ニ任スルヲアル可シ

一 判事補ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ学識経験判事ノ資格ニ適スル者

一 曾テ判事ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ転官シタル者

一 法学士代言人及ヒ試験及第者ニシテ判事ノ職ヲ奉シ転官シ若クハ法学士ニシテ他ノ官庁ニ奉職ノ者

第十條 検事ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シタル者ハ判事定員ニ欠アル時判事ニ転任セシムルヲアル可シ

(注記9)

司法省上申判事登用規則追加之事
右謹テ奏ス

(注記8)

明治十八年十一月二十四日

太政大臣公爵 三條實美 印

印

左大臣 熾仁親王 印

参議伯爵 大木喬任 印

参議伯爵 伊藤博文 印

参議伯爵 山縣有朋 印

参議伯爵 西郷従道 印

参議伯爵 川村純義 印

参議伯爵 井上馨 印

参議伯爵 山田顯義 印

参議伯爵 松方正義 印

参議伯爵 大山巖 印

参議子爵 福岡孝弟 印

参議伯爵 佐々木高行 印

(注記12)
明治十八年十一月十八日

大臣 花押(三條) 花押(有栖川) 内閣書記官長(田中) 印

(注記13)
司法省上申判事登用規則追加之事参事院審査進呈ス依テ回議ニ供ス

参議 大木花押 山縣 印 川村 印 山田 印 大山 印 佐々木 印
伊藤花押 西郷 印 井上 印 松方 印 福岡 印

(注記14)
明治十八年十一月十八日

第二局 印

(注記15)
別紙司法省上申判事登用規則追加ノ件参事院審査ノ通御達相成可然哉仰高裁候也

司法省へ通牒 (攝取) 印

別紙司法省上申判事登用規則追加ノ件審査スル処左ノ如シ

案スルニ判事登用規則第九条中へ法学士ニシテ検事并ニ判事
補検事補ノ職ヲ奉スル者モ試験ヲ用ヒスシテ直ニ判事ニ任ス
ルヲ得ル旨ヲ加ヘサレハ他ノ官庁ニ奉職スル法学士ヲ待ツノ
法ト權衡宜キヲ得サルニ付上申ノ通裁可相成可然ト認定ス
右ニ由リ達案左ノ通ニテ可然哉上申候也

達案

第〔六拾貳〕号 官省院庁府県

明治十七年十二月第百貳号達判事登用規則第九条ニ左ノ一項ヲ
追加ス

一 法学士ニシテ検事并ニ判事補検事補ノ職ヲ奉スル者

右相達候事

〔明治十八〕年〔十一〕月〔廿六〕日 太政大臣

明治十八年十一月十七日 参事院議長子爵 福岡孝弟 印

太政大臣公爵 三條實美殿

〔注記1〕

〔甲〕太政官第二局第四六号ノ十一月十三日ノ第二局ノ参事院秘第
五一号

〔注記2〕

〔印〕

〔注記3〕

〔第二局〕

〔注記4〕

〔秘〕

〔注記5〕

〔内務部〕

〔注記6〕

〔一〕〔簿冊内件名番号〕

〔注記7〕

〔甲三五七〕

〔注記8〕

〔印〕

〔注記9〕

〔済〕

〔注記10〕

〔司申三五七号〕

〔注記11〕

〔印〕

〔注記12〕

〔秘〕

〔注記13〕

〔要〕

〔注記14〕

〔秘〕

〔注記15〕

〔要〕

〔注記16〕

〔参事院秘第五一号〕

明治十八年 公文録
法省 十一月全
2A, 10, ④4019 可